

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常の便宜を図ることを目的とする制度です。

対象者

- ・ 奈良市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童等であって、下表の種目毎の「対象者」欄に掲げる要件に該当する方
- ・ 在宅での療養が可能な方で、日常生活用具の給付を必要とする方

給付する用具と対象者

用具	対象者	性能	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,900 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥(じょく)瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560 円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400 円
歩行支援用具 （手すり、スロープ、歩行器等）	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000 円

用具	対象者	性能	基準額
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500 円
車椅子（電動以外の場合）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000 円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580 円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600 円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの	173,250 円
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520 円
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160 円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700 円
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害	外力から皮膚を保護できるもの	170,500 円

	を起こすことがある者		
--	------------	--	--

- ※ 希望される用具の給付が他の制度（児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）で給付の対象となっている場合は、その制度が優先されます。
- ※ 頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）及びストーマ装具（尿路系）は、入院している方又は施設に入所している方も申請できます。
- ※ 世帯の所得に応じて自己負担額があります。
- ※ 用具の価格が基準額を超える場合は、その超えた額について自己負担となります。
- ※ 事前申請が必要です。

申請書類

- ① 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（保護者が記入）
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証のコピー
- ③ 給付を受けようとする用具の見積書（購入予定の業者に依頼してください。）※「奈良市長」宛てのもの
- ④ 以下の○または●の書類一式いずれか
 - 同意書
 - 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（扶養義務者全員分）
（個人番号(マイナンバー)カード裏面・通知カード等※窓口で申請の場合は確認書類の原本の提示、郵送で申請の場合はコピーの提出が必要です。）
 - 身元確認ができる書類（申請者分）
（個人番号(マイナンバー)カード表面・運転免許証等※窓口で申請の場合は確認書類の原本の提示、郵送で申請の場合はコピーの提出が必要です。）
 - 市町村民税（非）課税証明書（扶養義務者全員分）または（生活保護等を受給している場合）生活保護等受給証明書
※ 市町村民税（非）課税証明書は申請月が4月から6月までは前年度、7月から3月までは当該年度の証明が必要です。

申請後の流れ

- ① 申請後、申請書類を審査（ご家庭の状況について、聞き取り等により調査する場合があります。）のうえ、承認となった方には「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書」と「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」を送付いたします。
- ② 決定通知等を受け取った後、見積もりを行った業者に用具を注文してください。
- ③ 業者に給付券（⑱用具受領者氏名を記入）と自己負担額を渡し、用具を受け取ってください。

※ 不承認となった方には「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付不承認決定通知書」を送付いたします。

申請書類提出・お問い合わせ先

〒630-8122

奈良市三条本町13番1号 奈良市保健所 保健予防課 医療給付係

TEL 0742-93-8397